

○ 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

改 正 案

現 行

（公共施設等運営事業に関する注記）

**第八条の三十一** 財務諸表提出会社は、当該会社が公共施設等運営事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下この項及び次項において「民間資金法」という。）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。次項において同じ。）における公共施設等運営権者（民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者をいう。次項において同じ。）である場合には、次に掲げる事項を公共施設等運営権（民間資金法第二条第七項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）ごとに注記しなければならない。

〔条を加える。〕

一 公共施設等運営権の概要

二 公共施設等運営権の減価償却の方法

2 更新投資（公共施設等運営権者が行う公共施設等運営事業における公共施設等（民間資金法第一条第一項に規定する公共施設等をいう。以下この項において同じ。）の維持管理をいう。以下この項において同じ。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を公共施設等運営権ごとに注記しなければならない。

一次号に掲げる場合以外の場合 次のイからニまでに掲げる事項

イ　主な更新投資の内容及び当該更新投資を予定している時期

ロ　更新投資に係る資産の計上方法

ハ　更新投資に係る資産の減価償却の方法

二　翌事業年度以降に実施すると見込まれる更新投資のうち資本的支出に該当する部分（所有権が公共施設等の管理者等（民間資金法第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下この項において同じ。）に帰属するものに限る。以下この項において同じ。）について、支出額を合理的に見積ることができ場合には、当該資本的支出に該当する部分の内容及びその金額

二　公共施設等運営権を取得した時において、大部分の更新投資の実施時期及び対象となる公共施設等の具体的な設備の内容が、公共施設等の管理者等から公共施設等運営権者に対して、公共施設等運営権実施契約（民間資金法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）等で提示され、かつ、当該更新投資のうち資本的支出に該当する部分について、運営権設定期間（民間資金法第十七条第三号に掲げる公共施設等運営権の存続期間をいう。）にわたって支出すると見込まれる額の総額及び支出時期を合理的に見積ることができる場合　次に掲げる事項

イ　前号イ及びハに掲げる事項

ロ　更新投資に係る資産及び負債の計上方法

前二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各

号に定める事項を集約して記載することができる。

一 同一の公共施設等運営権実施契約において複数の公共施設等運営権を対象とすることにより一体的な運営等を行う場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

二 個々の公共施設等運営権の重要性は乏しいが、同一種類の複数

の公共施設等運営権全体の重要性が乏しいとは認められない場合 当該複数の公共施設等運営権に係る前二項に規定する事項

4 第一項及び第二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 【略】

【一〇十二 略】

十三 公共施設等運営権

十四 【略】

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 【略】

【一〇十 略】

十一 公共施設等運営権

十二 【略】

【2・3 略】

(無形固定資産の範囲)

第二十七条 【同上】

【一〇十二 同上】

「号を加える。」

十三 【同上】

(無形固定資産の区分表示)

第二十八条 【同上】

【一〇十 同上】

「号を加える。」

十一 【同上】

【2・3 同上】

**第二十九条** 前条第一項第十二号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動負債の区分表示)

**第四十九条** 「略」  
「一〇十三 略」  
**十四** 公共施設等運営権に係る負債  
**十五** 「略」  
〔2・4 略〕

**第五十条** 前条第一項第十五号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(流動負債の区分表示)

**第四十九条** 「同上」  
「一〇十三 同上」  
**十四** 「号を加える。」  
〔2・4 同上〕

**第五十条** 前条第一項第十四号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの短期借入金等の短期債務又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

(固定負債の区分表示)

**第五十二条** 「略」  
「一〇七 略」  
**八** 公共施設等運営権に係る負債  
**九** 「略」  
〔2・3 略〕

(固定負債の区分表示)

**第五十二条** 「同上」  
「一〇七 同上」  
「号を加える。」  
**八** 「同上」  
〔2・3 同上〕

**第二十九条** 前条第一項第十一号の資産のうち、その金額が資産の総額の百分の五を超えるものについては、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

第五十三条 第五十二条第一項第九号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

様式第五号

【貸借対照表】

		(単位：円)	
前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
資産の部			
流動資産			
〔略〕			
固定資産			
有形固定資産			
〔略〕			
無形固定資産			
〔略〕			
リース資産	× × ×	× × ×	× × ×
公共施設等運営権	× × ×	× × ×	× × ×
.....	× × ×	× × ×	× × ×
無形固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×
投資その他の資産			
〔略〕			
固定資産合計	× × ×	× × ×	× × ×

様式第五号

【貸借対照表】

		(単位：円)	
前事業年度 (平成 年 月 日)		当事業年度 (平成 年 月 日)	
資産の部			
流動資産			
〔同左〕			
固定資産			
有形固定資産			
〔同左〕			
無形固定資産			
〔同左〕			
リース資産		× × ×	× × ×
公共施設等運営権		× × ×	× × ×
.....		× × ×	× × ×
無形固定資産合計		× × ×	× × ×
投資その他の資産			
〔同左〕			
固定資産合計		× × ×	× × ×

第五十三条 第五十二条第一項第八号に掲げる項目に属する負債のうち、株主、役員若しくは従業員からの長期借入金又はその他の負債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならぬ。

緑延資産 〔略〕			
資産合計	×××		×××
負債の部 流動負債 〔略〕			
資産除去債務 公共施設等運営権に係る負債	×××	×××	×××
株主、役員又は従業員からの 短期借入金 〔略〕	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債 〔略〕			
資産除去債務 公共施設等運営権に係る負債	×××	×××	×××
固定負債合計 負債合計 純資産の部 〔略〕	×××	×××	×××
負債純資産合計 (記載上の注意) 〔略〕	×××	×××	×××
緑延資産 〔同左〕			
資産合計	×××		×××
負債の部 流動負債 〔同左〕			
資産除去債務 株主、役員又は従業員からの 短期借入金 〔同左〕	×××	×××	×××
流動負債合計	×××	×××	×××
固定負債 〔同左〕			
資産除去債務	×××	×××	×××
固定負債合計 負債合計 純資産の部 〔同左〕	×××	×××	×××
負債純資産合計 (記載上の注意) 〔同左〕	×××	×××	×××